

「三次市真田一幸スポーツ・文化 子ども育成事業補助金」について

《補助金申請の要点》

1 事業の変更内容について

令和7年度事業から事業内容を次のとおり変更しています。

※詳しくは、**Ⓐ**申請の手引きをお読みください。

(変更内容)

| 内容 | 変更前 | 変更後 |
|--------|--|-----------------------|
| 補助上限額 | 10万円 | 5万円 |
| 交付申請額 | 100円未満の端数切捨て | 1,000円未満の端数切捨て |
| 補助対象団体 | 前年度繰越金の総額(特定の目的を持った積立金等がある場合は、それを除いた額)が20万円未満の団体 | 前年度繰越金の総額が30万円未満の団体 |
| 補助対象活動 | (1) 団体運営 (2) 指導者育成 (3) 大会等開催 (4) 合宿等実施 | (1) 団体運営 (2) 大会等開催 |
| 申請期限 | 2月末 | 11月末 |

2 「三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金」の補助対象活動は次の2つです。

- (1) 団体運営
- (2) 大会等開催

※補助金の申請は1団体につき、いずれかの活動1回のみです。

※団体の決算書や総会等の資料、大会資料や横断幕などに「三次市真田一幸スポーツ・文化子ども育成事業補助金」を受けていることを明示するよう努めてください。

3 この冊子には次の資料をとじています。

- ・**Ⓐ** 申請の手引き
- ・**Ⓑ** 申請書等様式集
- ・**Ⓒ** 申請書等様式(記載例)集

4 交付申請書類について

補助金の交付申請書類は次のとおりです。①申請の手引きに基づき、②の様式集から該当する書類を選び、③の記載例を参考に記入して、教育委員会教育部社会教育課あてに提出してください。

※様式は市ホームページからダウンロードできます。

| 補助対象活動 | 申請時の提出書類 | 様式集ページ |
|-----------|------------------|--------|
| (1) 団体運営 | ①交付申請書(様式第1号) | ② P2 |
| | ②補助金所要額調書(様式第2号) | ② P3 |
| | ③年間活動計画書(様式第3号) | ② P4 |
| | ④前年度収支決算書 | ② P15 |
| (2) 大会等開催 | ①交付申請書(様式第1号) | ② P8 |
| | ②補助金所要額調書(様式第2号) | ② P9 |
| | ③大会等の実施要領等の写し | — |
| | ④前年度収支決算書 | ② P15 |

5 申請書の受付期間

申請書は、**令和7年5月1日(木)から随時**受付けます。
申請の受付期限は、**令和7年11月28日(金)**までです。

6 実績報告書の提出について

実績報告書は、**令和8年3月31日(火)**までに必ず提出してください。

7 その他

その他、詳しくは①申請の手引きをお読みください。
また、ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

8 申込書の提出先・お問い合わせ先

三次市教育委員会 教育部 社会教育課 文化学習係
〒728-8501
三次市十日市中二丁目8番1号
(市役所本館5階)
電話 0824-62-6191
FAX 0824-62-6288
E-mail shakai@city.miyoshi.hiroshima.jp